



平成 18 年 1 月 23 日

各 位

上場会社名 日 特 建 設 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長 梶 守 宏
コード番号 1 9 2 9 (東証第 1 部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 緑 川 精 一
(電話番号) 0 3 - 3 5 4 2 - 9 1 2 6

優先株式の発行に関するお知らせ

平成 18 年 1 月 23 日開催の当社取締役会において、既に公表しております「中期経営計画」遂行の一環として、ゴールドマン・サックス・グループのグループ会社であるゴールドマン・サックス・インターナショナルへ、第三者割当方式により優先株式を発行する決議をいたしましたので、その概要につきお知らせいたします。

【発行の経緯及び目的】

当社は、経営基盤確立のために収益力の強化と、財務体質の改善が不可欠であると判断し、「中期経営計画」を策定しました。平成 19 年度には経常利益 15 億円、有利子負債残高 200 億円以下を目指し計画を遂行中であります。

「収益力の強化」は、不採算部門の撤退、縮小並びに得意分野の受注強化、利益重視の受注活動を行うことで今後も継続して取り組んでまいります。

また、予算管理の強化により利益喪失を防ぐとともに、組織再編・人的資源の再配置を行うことで経費削減に努めます。

「財務体質の改善」は、ノンコア事業である賃貸用不動産、販売用不動産の早期売却を進めるとともに、売却代金で有利子負債の圧縮を図ります。

しかしながら、資産の売却を進める過程で大幅な損失の発生が予想されることから、資本の減少を行うとともに、株主資本の拡充を図るため今回 25 億円の優先株式発行を決議しました。

既に公表のとおり、資産売却により 57 億円程度の入金が見込まれることから、増資払込金とあわせ有利子負債を圧縮いたします。

【優先株式発行の選定】

当社は、第三者割当方式により優先株式を発行することで、株主資本を充実させ、財務体質を改善することを企図しております。

一方、優先株式が将来転換されることにより、発行済株式総数が増加すると、1 株当りの資産・利益の希薄化が懸念されます。しかし、当社は、「中期経営計画」に沿った経営を進め、収益基盤の強化をはかることで株主価値を高め、1 株当たりの利益の希薄化を抑え、将来的には 1 株当たりの利益の増加を目指します。

【優先株式に関する当社普通株式の貸借について】

優先株式の割当先であるゴールドマン・サックス・インターナショナルは、優先株式転換の結果取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う当社普通株式の売付け等以外の本案件に係わる空売りを目的として、当社普通株式の借株を行わないことになっております。

【優先株式発行要領】

1. 株式の種類： 日特建設株式会社（以下「当社」という。）甲種優先株式（以下「甲種優先株式」という。）
2. 発行株式数： 甲種優先株式 2,500,000 株
3. 発行価額： 1 株につき 1,000 円
4. 発行価額の総額： 2,500,000,000 円
5. 資本組入額： 1 株につき 500 円
6. 資本組入額の総額： 1,250,000,000 円
7. 申込期日： 平成 18 年 2 月 7 日（火曜日）
8. 払込期日： 平成 18 年 2 月 8 日（水曜日）
9. 発行方法： 第三者割当の方法により全株をゴールドマン・サックス・インターナショナルに割当てて。

10. 優先配当金：

（1）優先配当金の額

当社は、定款第 39 条に定める利益配当を行うときは、毎決算期現在の最終の株主名簿に記載または記録された甲種優先株式を有する株主（以下「甲種優先株主」という。）または甲種優先株式の登録質権者（以下「甲種優先登録質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録質権者（以下「普通登録質権者」という。）に先立ち、甲種優先株式 1 株当たり 1 円の利益配当金（以下「甲種優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該営業年度において第 11 項に定める甲種優先中間配当金を支払ったときは、当該甲種優先中間配当金を控除した額とする。

なお、平成 19 年 3 月 31 日に終了する営業年度までは、甲種優先配当金の額は無配とする。

（2）非累積型

ある営業年度において甲種優先株主または甲種優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が甲種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

（3）非参加型

甲種優先株主または甲種優先登録質権者に対しては、甲種優先配当金を超えて配当は行わない。

11. 優先中間配当金

当社は、定款第 40 条に定める中間配当を行うときは、甲種優先株主または甲種優先登録質権者に対し、普通株主および普通登録質権者に先立ち、甲種優先株式 1 株につき甲種優先配当金の 2 分の 1 に相当する額の金銭（以下「甲種優先中間配当金」という。）を支払う。

12. 残余財産の分配：

当社は、残余財産を分配するときは、甲種優先株主または甲種優先登録質権者に対し、普通株主および普通登録質権者に先立ち、甲種優先株式 1 株につき 1,000 円を支払う。甲種優先株主または甲種優先登録質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

13. 株式の分割または併合、新株引受権等の付与：

当社は、法令に定める場合を除き、甲種優先株式について株式の併合または分割を行わない。
また、当社は、甲種優先株主または甲種優先登録質権者に新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

14. 株式の買入、消却：

当社は、いつでも甲種優先株式を買入れこれを株主に配当すべき利益をもって当該買入れ価格により消却することができる。

15. 議決権：

甲種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

16. 普通株式への転換予約権：

甲種優先株主は、平成 18 年 2 月 9 日以降平成 20 年 2 月 8 日までの間（以下「転換期間」という。）いつでも次の条件で甲種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。

(1) 当初転換価額

当初転換価額は、平成 18 年 1 月 20 日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）とする。

(2) 転換価額の修正

転換価額は、甲種優先株式の発行後、毎週金曜日（以下「決定日」という。）の翌取引日以降、当該決定日（当日を含む）までの 3 連続取引日（終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前取引日までの 3 連続取引日とする。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の売買高加重平均価格の平均値の 90%に相当する金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切り捨てる。以下「修正後転換価額」という。）に修正される。

ただし、かかる算出の結果、修正後転換価額が当初転換価額の 150%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額（以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とし、修正後転換価額が当初転換価額の 30%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。なお、上限転換価額および下限転換価額は、下記（3）の規定を準用して調整される。

(3) 転換価額の調整

甲種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、転換価額を次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）により調整するものとする。調整後転換価額は円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切り捨てる。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

- ） 転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合
調整後転換価額は、払込期日の翌日以降、または募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- ） 株式の分割により普通株式を発行する場合
調整後転換価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。ただし、配当可能利益から資本に組入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする

場合には、調整後転換価額は、当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

- ）株式の併合により普通株式数を変更する場合
調整後転換価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。転換価額調整式で使用する新規発行普通株式数は、減少する普通株式数を負の値で表示し、これを使用するものとする。
- ）転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換できる証券、または転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合
調整後転換価額は、その発行日に、または募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、発行される証券の全額が転換または全ての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降またはその募集のための株主割当日の翌日以降これを適用する。ただし、転換価額または新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当たりの価額がその発行日または募集のための株主割当日において確定しない場合、調整後転換価額は、転換価額または新株予約権の行使価額が決定される日に、発行される証券の全額または全ての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

上記（ ）乃至（ ）に掲げる場合のほか、合併、資本の減少または会社の分割等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する価額に変更される。

転換価額調整式で使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とする。

転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、株主割当日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における既発行普通株式数とする。

転換価額調整式で使用する1株当たり時価は、調整後転換価額を適用する日（ただし、上記（ ）ただし書きの場合には株主割当日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。なお、上記45取引日の間に、上記（ ）乃至（ ）で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、転換価額調整式で使用する時価（当該平均値）は、取締役会が適当と判断する価額に調整される。

転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまる場合は、転換価額の調整は行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を引いた額を使用する。

（4）転換により発行すべき普通株式数

甲種優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{甲種優先株主が転換請求のために提出した甲種優先株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$$

発行すべき普通株式数の算出にあたって、1株未満の端株が生じたときは、これを切り捨てる。

17. 強制転換条項：

転換期間中に転換請求のなかった甲種優先株式は、同期間の末日の翌日以降の取締役会で定める日（以下「強制転換日」という。）をもって、甲種優先株式1株の払込金相当額を強制転換日に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の

普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）（以下「強制転換価額」という。）で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切り上げる。この場合、強制転換価額が下限転換価額を下回る場合には、下限転換価額をもって強制転換価額とし、強制転換価額が上限転換価額を上回る場合には、上限転換価額をもって強制転換価額とする。前記の普通株式数の算出にあたって 1 株に満たない端数が生じたときは、商法第 220 条に定める端数の処理の規定に準じてこれを取扱う。

18. 期中転換または強制転換があった場合の取扱い：

甲種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換請求もしくは強制転換が 4 月 1 日から 9 月 30 日までになされたときは 4 月 1 日に、10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までになされたときは 10 月 1 日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

19. 上記各項については、各種法令に基づく必要手続きの効力発生を条件とする。

【ご参考】

1. 資金使途

(1) 調達資金の使途

財務体質改善のため有利子負債を削減するとともに、今後の技術開発への投資、収益基盤を確立するためのリストラクチャリング費用に充当します。

(2) 業績に与える見通し

今期の業績予想に変更はありません。

2. 株主への配当政策

企業体質の強化や内部留保の充実による経営基盤の強化を図りながら、株主への安定的な利益還元を努め、当期の業績や経営環境などを勘案して決定することを基本方針としております。

3. 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

4. 割当優先株式の譲渡報告に関する事項

当社は割当先との間において、甲種優先株式または甲種優先株式の転換により交付される普通株式を発行日（平成18年2月8日）から2年以内に譲渡する場合には、その内容を当社へ報告する旨の確約書を得る予定であります。

5. 潜在株式による希薄化情報等

今回優先株式を実施することにより、優先株式の全てが転換された後の発行済株式総数に対する潜在株式の比率（以下、「潜在株式比率」と言います。）は20.8%になる見込みです。

（注）潜在株式比率は、優先株式の全てが当初転換価額で転換された場合に発行される株式数（以下、「転換株式数」と言います。）を平成18年1月23日現在の発行済株式総数に転換株式数を加えた株式数で除した数値です。なお、仮に優先株式の全てが上限転換価額で転換された場合の潜在株式比率は14.9%となり、全てが下限転換価額で権利行使された場合の潜在株式比率は46.5%となります。

6. 株価の推移等

(1) 最近3事業年度及び直前の株価の推移

事業年度	第56期	第57期	第58期	第59期
決算年月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月
最高(円)	507	817	322	322
最低(円)	243	180	191	204

（注）1. 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部における株価を記載しております。

2. 平成18年3月期の株価は、平成18年1月20日現在で表示しております。

(2) 最近6ヶ月間の月別最高・最低株価の推移

月別	平成17年 8月	平成17年 9月	平成17年 10月	平成17年 11月	平成17年 12月	平成18年 1月
最高(円)	272	270	295	322	242	255
最低(円)	231	245	255	231	231	212

（注）1. 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部における株価を記載しております。

2. 平成18年1月の株価は、平成18年1月20日現在で表示しております。

(3) 割当先の概要

割当先の氏名又は名称	ゴールドマン・サックス・インターナショナル	
割当数	2,500,000 株	
払込金額	2,500,000,000 円	
割当先の内容	本店所在地	英国 EC4A 2BB ロンドン、フリート 133、 ピ・ターボロー・コート
	代表者の氏名	マイケル・シャーウッド
	資本の額	165,599 千米ドル
	事業の内容	証券業
	大株主	ゴールドマン・サックス・ホールディングス(U.K) ゴールドマン・サックス・グループ・ホールディングス(U.K)
当社との関係	出資関係	割当先が保有している当社の株式の数：13,000 株 当社が保有している割当先の株式の数：0 株
	取引関係等	該当事項なし
	人的関係等	該当事項なし

(注) 資本の額及び大株主の欄は、平成 17 年 5 月 27 日現在のものです。
また、出資関係の欄は、平成 18 年 1 月 17 日現在のものです。

以上